

情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	( )					
各 連 結 法 人 の 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「47の①」)	20	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2			情報基盤強化基準を満たす各連結法人の個別所得金額の合計額 (当該取得連結法人の(1)の合計)	21		
	基 準 取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十二)付表「8」の合計)	3	外		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (当該繰越連結法人の(1)の合計)	22		
		税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{10}{100}$	4				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23
	法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5		法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	24	
		個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「52の②」)	25	
		法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7			当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	26	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8			総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	27		
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9			総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)	28		
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (8) - (9)	10			繰越税額控除可能額の合計額	平 平 ・ ・ ・ ・ (各連結法人の(39)の①)の合計)	29	
	繰越税額控除限度超過額 (38)の計)	11				平 平 ・ ・ ・ ・ (各連結法人の(39)の②)の合計)	30	
		法 人 税 額 基 準 額	12		合 計	31		
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13			調整前連結税額超過構成額	合 計	32	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (13)又は(13) - (8)	14			平 平 ・ ・ ・ ・ (別表六の二(十三)「50の②」)	33		
	法 人 税 額 基 準 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			平 平 ・ ・ ・ ・ (別表六の二(十三)「51の②」)	34		
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16			合 計	35		
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$	17			当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36		
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18			法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37		
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)	19			各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額
				平 平 ・ ・ ・ ・ ①	円	円		
				平 平 ・ ・ ・ ・ ②			外 円	
				計		(16)		
				当 期 分	(4)	(8)	外	
				合 計				

御注意

平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の(二十二)(旧別表六の(二十二))を御使用ください。

別表六の(二十二)

平二十一・四・一以後開始連結事業年度分

## 別表六の二(十二)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第2項又は第3項《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「基準取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「8」の合計）3」の外書には、措置法規則第20条の5の2第1項各号《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の対象範囲》に

掲げる情報基盤強化設備等に係る別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。この場合に、措置法令第39条の45第1項《適用対象投資額の規模》に規定する投資額特例連結法人以外の連結法人については、別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の金額の合計額は、200億円を限度とします。

4 「個別帰属額基準額の残額14」は、「3～10」の各欄の記載がある場合には、「(13)又は」を消し、「3～10」の各欄の記載がない場合には、「又は(13-8)」を消してください。

5 「総調整前連結税額基準額の残額29」は、「24～27」の各欄の記載がある場合には、「(28)又は」を消し、「24～27」の各欄の記載がない場合には、「又は(28-25)」を消してください。

6 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、措置法第68条の15の2《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。